

特別養護老人ホーム幸の郷 利用料金

1ヶ月を30日で計算

①介護保険負担限度額 段階別料金			②介護保険被保険者証の要介護度別料金					
段階	居住費	食費	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
				23,951円	26,159円	28,564円	30,771円	32,978円
第1段階	24,600円	9,000円	①+② 合計額 (1割負担者)	57,551円	59,759円	62,164円	64,371円	66,578円
第2段階	24,600円	11,700円		60,251円	62,459円	64,864円	67,071円	69,278円
第3段階	39,300円	19,500円		82,751円	84,959円	87,364円	89,571円	91,778円
第4段階	59,100円	41,400円		124,451円	126,659円	129,064円	131,271円	133,478円
			①+② 合計額 (2割負担者)	148,402円	152,818円	157,628円	162,042円	166,456円

サービス内容	単位	備 考
ユニット型福祉施設 I 1	636	要介護1
ユニット型福祉施設 I 2	703	要介護2
ユニット型福祉施設 I 3	776	要介護3
ユニット型福祉施設 I 4	843	要介護4
ユニット型福祉施設 I 5	910	要介護5
福祉施設日常生活継続支援加算	46	入居者の要介護区分又は、認知症の占める割合が、施設基準を満たしている場合
福祉施設看護体制加算 I 2・II 2	12	看護職員の配置が施設基準に適合している場合
福祉施設夜勤職員配置加算 II 2	18	介護職員の配置が施設基準に適合している場合
福祉施設栄養マネジメント加算	14	栄養ケアマネジメントを実施した場合
福祉施設療養食加算	6	療養食を提供した場合(1食ごと)
福祉施設初期加算	30	初期加算(入居日から30日間以内の期間。30日以上入院後の再入居も同様)
外泊時の費用	246	病院、または診療所への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度とし一部負担額がこの金額に変更されます。
福祉施設看取り介護加算1	144	看取り介護を行った場合、4日以上30日以下に算定
福祉施設看取り介護加算2	680	看取り介護を行った場合、死亡日前日及び前々日に算定
福祉施設看取り介護加算3	1280	看取り介護を行った場合、死亡日につき算定
認知症緊急対応加算	200	認知症の行動・心理症状が認められた利用者について緊急に介護福祉サービスを行った場合
福祉施設処遇改善加算 I		所定単位数に8.3%を乗じた単位数
経口移行加算	28	経管により食事を摂取する入居者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度とする。
経口維持加算(I)	400/月	摂食障害を有し、誤嚥が認められる入居者について、摂食・誤嚥機能に配慮した経口維持計画を作成し、医師の支持を受けた管理栄養士が、特別な管理栄養を行った場合に180日を限度とする。 (著しい摂食障害があり、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められた方が対象)
経口維持加算(II)	100/月	“ (摂食障害を有し、誤嚥が認められた方が対象)
口腔衛生管理体制加算	30/月	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。
退所前後訪問相談援助加算	460	退居前後に、退居後に生活する居宅を訪問して相談援助に行った場合。
退所時相談援助加算	400	退居時に相談援助を行い、さらに2週間以内に市町村や居宅介護支援事業者に必要な情報を提供した場合。
退居前連携加算	500	入居者の退居後の居宅サービス又は、地域密着型サービスに係わる調整を、関連機関に情報提供し、連携して行った場合。

地域区分 … 7級地に該当するため一単位は10.14円で算定されます。

入居条件

介護度が要介護3以上の65歳以上の方で、感染症などの医療的処置を必要としない方。

特定疾病が認められた要介護3以上で40歳～64歳までの方。

特例による入居が求められた要介護1～2の方。